## 主 文

控訴人らの本件各控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人らの負担とする。

## 事 実

第一 申立

控訴人ら代理人は「原判決中控訴人A敗訴部分を取り消す。その余の控訴人らに つき原判決を取り消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、 控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人代理人は主文同旨の判決を求め た。

当事者双方の主張は次に付加、訂正するほか原判決事実摘示のとおりであるから これを引用する。

(補正)

原判決五枚目裏五行目の「1の事実は不知、2」を削り、同六枚目表二行目の「有無を明らかにする」を「不正の有無を明確にし、もし不正が明白となつた場合 には契約を無効とする」と改め、同三行目末尾に続けて「その後右Bが被控訴人の 金員四○○万円位を自己のため費消していたなどの不正が明白となった。」を加え る。第三

証拠(省略)

## 玾 由

当裁判所も被控訴人の控訴人Aに対する請求は原審が認容した限度で正当とし てこれを認容し、その余の控訴人らに対する請求はいずれも正当としてこれを認容 すべきものと判断する。その理由は次に付加、訂正するほか原判決理由の説示と同 じであるからこれを引用する。

原判決八枚目表六行目の「証人」及び同八行目の「原告」の前にそれぞれ「原 審の」を加え、同裏五行目の「被告」を「原審及び当審の控訴人」と改め、同六行 目の「証人」の前に「原審」を加え、同八行目の「右条件を付することを」を「、 当時その所在を隠していた被控訴会社代表取締役Bに経理上の不正があるか否かに ついて調査するように」と、同一○枚目表六・七行目の「裁判所でした和解に基づ く」を「多額の」とそれぞれ改め、同一一枚目表二行目の「このとき」の次に「右 Cらないし同人らの経営する」を加え、同裏一行目の「際中」を「最中」と改め、 同一二枚目表三行目の「被告」の前に「原審の」を加える。

同一四枚目裏五行目の次に改行のうえ次のとおり加える。

「(右算式5,000,000円×(1+0.3)×5÷15ullet2,160,00 0円)」

1 よつて、以上と同旨の原判決は相当で、本件各控訴は理由がないから失当とし これを棄却することとし、民訴法九五条、八九条、九三条に従い主文のとおり判 決する。

首藤武兵 奥輝雄 井筒宏成) (裁判官